

様式第 11 (第11条関係)

表 面

12センチメートル		8 センチ メー トル
第	号	
水質汚濁防止法第22条第 4 項の規定による身分証明書		
写 真	職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効	
都道府県知事		
(市長)	印	

裏 面

水質汚濁防止法抜粋 第 22 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な 限 度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。 3 前 2 項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。 4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第 28 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する 事 務 (第 4 条の 3 第 1 項、第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 8 第 1 項、第 14 条の 9 第 6 項並びに第 16 条第 1 項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市 (特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。 第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に 処 する。 四 第22条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
